

本報告は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第10条に基づき、政府が講じた犯罪被害者等のための施策について、毎年、国会に提出するものである。

今回の白書は6回目に当たり、第1章において、平成23年3月に閣議決定された「第2次犯罪被害者等基本計画」の策定を特集し、第2章においては、第1次の犯罪被害者等基本計画（平成17年12月閣議決定）に基づき平成22年度に犯罪被害者等のために講じた施策を5つの重点課題の柱立てに沿ってまとめるとともに、推進体制に関する施策の進捗状況を記述している。